

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 泉名 謙治 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒101-0035 日本国東京都千代田区神田紺屋町17番地 S I A 神田スクエア4階		発送日 (日.月.年) 07.11.2017	
出願人又は代理人 の書類記号 160355W001		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2017/029817	国際出願日 (日.月.年) 21.08.2017	優先日 (日.月.年) 23.08.2016	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. C03C3/087(2006.01)i, C03C3/091(2006.01)i, C03C3/093(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 旭硝子株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 20.10.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 原 和秀	4 T 4039
		電話番号 03-3581-1101 内線 3465	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2	有
	請求項	1, 3-14	無
進歩性 (IS)	請求項	2	有
	請求項	1, 3-14	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-14	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : WO 2012/077609 A1 (旭硝子株式会社)

2012.06.14, 段落[0033], 表1-5

& US 2013/0274086 A1, 表1-5

& US 2016/0002095 A1 & EP 2650262 A1 & CN 103261109 A

& KR 10-2013-0129971 A & TW 201223910 A

文献2 : US 2013/0210962 A1 (OCV INTELLECTUAL CAPITAL, LLC.)

2013.08.15, 表4

& WO 2012/001656 A2 & CN 103038185 A

文献3 : JP 61-236631 A (小原光学硝子製造所)

1986.10.21, 表1

(ファミリーなし)

文献4 : JP 2014-500848 A (ショット アクチエンゲゼルシャフト)

2014.01.16, 表3-5

& US 2014/0005027 A1, 表3-5

& WO 2012/076289 A2 & DE 102010054967 A & CN 103249688 A

請求項1、3-14に係る発明は、国際調査報告において引用された文献1から新規性及び進歩性を有しない。

文献1 (段落[0033], 表1-5) には、酸化物基準のモル%表示でSiO₂が65~75、Al₂O₃が9~15、B₂O₃が0~3、MgOが0~12、CaOが0~8、SrOが0~6、BaOが0~5、であり、かつMgO+CaO+SrO+BaOが12~22であり、4.84 [Fe₂O₃] + 5.65 [Na₂O] + 4.03 [K₂O] + 4.55 [SnO₂] が0.55以下であり、コンパクションが80ppm以下であることを特徴とする無アルカリガラスと判断する実施例 (例1-7, 9-13, 15, 17-25, 28, 30-31) が記載されている。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

文献1にはコンパクションが50ppm以下である点について明記されていないが、段落[0033]にコンパクションを抑制したい旨記載されているし、無アルカリガラスの組成が本願発明と同一であるから、文献1に記載の発明も50ppm以下になっているものと認められる。

したがって、請求項1、3-14に係る発明は、文献1に記載の発明と同一である。

請求項1、3-14に係る発明は、国際調査報告において引用された文献2から新規性及び進歩性を有しない。

文献2(表4)には、酸化物基準のモル%表示でSiO₂が65~75、Al₂O₃が9~15、B₂O₃が0~3、MgOが0~12、CaOが0~8、SrOが0~6、BaOが0~5、であり、かつMgO+CaO+SrO+BaOが12~22であり、4.84[Fe₂O₃]+5.65[Na₂O]+4.03[K₂O]+4.55[SnO₂]が0.55以下であり、コンパクションが80ppm以下であることを特徴とする無アルカリガラスと判断する実施例(Ex.2)が記載されている。

文献2にはコンパクションが50ppm以下である点について明記されていないが、無アルカリガラスの組成が本願発明と同一であるから、文献2に記載の発明も50ppm以下になっているものと認められる。

したがって、請求項1、3-14に係る発明は、文献2に記載の発明と同一である。

請求項1、3-14に係る発明は、国際調査報告において引用された文献3から新規性及び進歩性を有しない。

文献3(表1)には、酸化物基準のモル%表示でSiO₂が65~75、Al₂O₃が9~15、B₂O₃が0~3、MgOが0~12、CaOが0~8、SrOが0~6、BaOが0~5、であり、かつMgO+CaO+SrO+BaOが12~22であり、4.84[Fe₂O₃]+5.65[Na₂O]+4.03[K₂O]+4.55[SnO₂]が0.55以下であり、コンパクションが80ppm以下であることを特徴とする無アルカリガラスと判断する実施例(No.10、13)が記載されている。

文献3にはコンパクションが50ppm以下である点について明記されていないが、無アルカリガラスの組成が本願発明と同一であるから、文献3に記載の発明も50ppm以下になっているものと認められる。

したがって、請求項1、3-14に係る発明は、文献3に記載の発明と同一である。

請求項1、3-11に係る発明は、国際調査報告において引用された文献4から新規性及び進歩性を有しない。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

文献4 (表 3-5) には、酸化物基準のモル%表示で SiO_2 が 65~75、 Al_2O_3 が 9~15、 B_2O_3 が 0~3、 MgO が 0~12、 CaO が 0~8、 SrO が 0~6、 BaO が 0~5、であり、かつ $\text{MgO} + \text{CaO} + \text{SrO} + \text{BaO}$ が 12~22 であり、 $4.84 [\text{Fe}_2\text{O}_3] + 5.65 [\text{Na}_2\text{O}] + 4.03 [\text{K}_2\text{O}] + 4.55 [\text{SnO}_2]$ が 0.55 以下であり、コンパクションが 80 ppm 以下であることを特徴とする無アルカリガラスと判断する実施例 (表 3 の C5、表 4 の E1、E2、表 5 の C16) が記載されている。

文献4 にはコンパクションが 50 ppm 以下である点について明記されていないが、無アルカリガラスの組成が本願発明と同一であるから、文献4 に記載の発明も 50 ppm 以下になっているものと認められる。

したがって、請求項 1、3-14 に係る発明は、文献4 に記載の発明と同一である。

請求項 12-14 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献4 より新規性を有しない。

文献4 (表 3-5) に記載の発明をディスプレイ用基板ガラスとして表面に金属ないし酸化物薄膜等を有したり、液晶表示装置用、有機 EL 装置、又は照明装置用に用いることは当業者が適宜なし得たことに過ぎない (必要であれば、文献 1-3 を参照)。

請求項 2 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。

国際調査報告で引用されたいずれの文献にも、酸化物基準のモル%表示で SiO_2 が 65~70、 Al_2O_3 が 9~15、 B_2O_3 が 0~3、 MgO が 5~12、 CaO が 3~8、 SrO が 1~6、 BaO が 0~4、 Fe_2O_3 が 0.001~0.03、 Na_2O が 0.003~0.06、 K_2O が 0~0.02、 SnO_2 が 0~0.12、 ZrO_2 が 0~2、であり、かつ、 $\text{MgO} + \text{CaO} + \text{SrO} + \text{BaO}$ が 15~22 であり、 $\text{MgO} / (\text{MgO} + \text{CaO} + \text{SrO} + \text{BaO})$ が 0.33 以上であり、 $\text{MgO} / (\text{MgO} + \text{CaO})$ が 0.40 以上であり、 $\text{MgO} / (\text{MgO} + \text{SrO})$ が 0.45 以上であり、 $4.84 [\text{Fe}_2\text{O}_3] + 5.65 [\text{Na}_2\text{O}] + 4.03 [\text{K}_2\text{O}] + 4.55 [\text{SnO}_2]$ が 0.55 以下である無アルカリガラスは記載されていない。